

## 福井市空き家情報バンク制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井市内における空き家の有効活用を通して、福井市への定住促進及び地域の活性化を図るため、福井市空き家情報バンク制度（以下「空き家情報バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存する住宅（住宅部分の床面積が2分の1を超える併用住宅を含む。）で、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）一戸建ての中古住宅をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家情報バンク 空き家の売買又は賃貸を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を公開し、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報の提供を行うことをいう。
- (4) 媒介業者 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）法第2条第3号に掲げる者で、かつ、所有者等と媒介契約を締結している者をいう。ただし、空き家情報バンクに空き家に関する情報を登録しその情報を公開することについて、所有者等から同意を得ている者に限る。
- (5) 成約 空き家の売買または賃貸の契約が成立したことをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家情報バンク制度以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家等の情報の登録)

第4条 空き家情報バンクへの空き家に関する情報の登録を希望する所有者等  
又は媒介業者は、空き家情報バンク登録申込書（様式第1号）に別表1に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めたときは、一部の書類の提出を省略できるものとする。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認の上、空き家情報バンク登録台帳（以下「空き家台帳」という。）に登録しなければならない。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家情報バンク登録完了書（様式第2号）を当該申込者に通知する。

（空き家等に係る登録事項の変更の届出）

第5条 前条第3項の規定による登録完了書の通知を受けた申込者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なく登録変更届出書（様式第3号）を市長に届け出なければならない。

（空き家台帳の登録の取消し）

第6条 登録者は、当該空き家が成約したとき又はそれ以外の事由により空き家情報の登録を取消ししたいときは、空き家情報バンク取消し願い書（様式第4号）により、別表2に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家台帳の登録を取消するものとする。

(1) 前項に規定する届出があったとき。

(2) 登録の内容に虚偽があったとき。

(3) 登録から2年を経過したとき。ただし、経過後改めて登録申込みを行った場合はこの限りでない。

(4) その他登録することが適当でないと市長が認めたとき。

3 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、空き家情報バンク取消し通知

書（様式第5号）により当該登録者に通知する。

（公開等）

第7条 市長は、必要に応じ、利用希望者に対して空き家情報バンクに登録された情報を提供するものとする。

2 市長は、登録者及び利用希望者が行う空き家等の購入、賃貸借等に関する交渉並びに契約については、一切これに関与しない。

（個人情報の取扱い）

第8条 登録者及び利用希望者は、空き家情報バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の各号に定める事項に留意のうえ適正に取り扱うものとし、この登録が取消しされた後においても、同様とする。

（1）個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。

（2）個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。

（3）空き家情報バンクから取得した個人情報にあつては、当該個人情報を市長の承諾なくして複写又は複製をしてはならないこと。

（4）個人情報は、利用終了後速やかに廃棄（消去）その他適正な措置を講じなければならないこと。

（5）個人情報について漏えい、き損又は滅失等の事案が発生した場合は、市長に速やかに報告し、その指示に従うこと。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第4条関係) 登録申込書に添付する関係書類

- (1) 物件の概要が確認できる書類
- (2) 間取り図及び位置図
- (3) 物件の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

別表 2 (第6条関係) 取消し願い書に添付する関係書類

- (1) 売買または賃貸契約書の写し (空き家が成約した場合のみ)
- (2) その他市長が必要と認める書類